

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年4月18日 21時00分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港 ^{かが} 加賀島地区 八代港防波堤灯台から真方位147°1,120m付近 (概位 北緯32°30.9′ 東経130°32.3′)
事故の概要	押船第十八大 ^{だいきょう} 共丸は、バージ第十八大共を押して北西進中、浅所に乗り揚げた。 第十八大共丸は、両舷プロペラ翼先端に欠損等を、第十八大共は、船尾船底に亀裂をそれぞれ生じた。
事故調査の経過	平成27年8月18日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十八大共丸、105トン 133559、株式会社北栄 B バージ 第十八大共、全長76.3m なし、株式会社北栄
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 両舷プロペラ翼先端に欠損等 B 船尾船底に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約401cm（八代）
事故の経過	A船は、船長Aが操船に当たり、B船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、水深が約2m、可航幅が約30mで両側が浅所となっている水路（以下「本件水路」という。）を航行していた。 A船押船列の喫水は、A船が船首約3.8m、船尾約4.3mであり、B船が船首約3.2m、船尾約4.6mであった。 本件水路には、約360m間隔で標識灯が設置されていた。 航海士Aは、本事故後、右舷方の浅所に近寄り過ぎたと思った。
分析	A船押船列は、本件水路を航行中、本件水路を逸脱して浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、乗揚に至る状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、A船押船列が、本件水路を航行中、本件水路を逸脱して浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。